二　大学又は短期大学が専門職学科以外の学科を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部以外の学部若しくは専門職学科以外の学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科以外の学科の設置

3　［略］

附　則

1　［略］

2　第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十条に規定する国際連携学科、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準第四十三条に規定する国際連携学科、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条に規定する国際連携専攻、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十六条に規定する国際連携学科及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第六十三条に規定する国際連携学科の設置等については、適用しない。

別表第一

学位の種類	学位の分野
［略］	［略］
備考　学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第三項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

2‖　［略］

附　則

1　［略］

2　第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十条に規定する国際連携学科、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条に規定する国際連携学科及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条に規定する国際連携専攻の設置等については、適用しない。

別表第一

学位の種類	学位の分野
［略］	［略］
備考　学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第十四号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年三月一日から適用する。

平成三十年一月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次に掲げる額とする。 一　（略） 二　福島県の支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、十八億三千七十九万三千円	健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。 一　（略） 二　福島県の支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、十五億五千七百三十一万円

○厚生労働省告示第十五号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第五条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率

平成三十年度に適用されるべき平成二十二年度以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に七・二を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第十六号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第六条第一項第一号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率

平成三十年度に適用されるべき平成二十二年度以降調整基礎率は、同年度における最高第一号都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率に七・二を乗じて得た率を十で除して得た率とする。